

令和元年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会10月定例会議事録

- 1 日 時 令和元年10月9日(水)午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、弓達監事、矢野監事
関野保、河内昇、林正明、真野宗直、三笥健一、林申次、高山和茂、
岩壁榮、松本楯臣、小山明、滝本誠、新倉昭人、雫石剛、前田積、
青木三郎、小嶋政雄、小野寺昌成、仲村眞、永澤鐵男の各委員
欠席：篠原徳守委員
企画経営課(坂田課長)、防災対策課(岩井課長)、
環境事業センター(小室所長)
市民自治推進課(富田課長、木村課長補佐、伊藤課長補佐、窪田副主査)
事務局(山田、長野)

4 会議の経過

- (1) 開 会 細田副会長
- (2) あいさつ 後藤会長
- (3) 議 題

- ① ホームページ管理運営チームの報告
資料に基づき真野チームリーダーより報告があった。
自治会加入推進プロジェクトの報告
資料に基づき岩壁チームリーダーより報告があった。

- ② 先進都市視察について
資料に基づき事務局より説明した。

- ③ 研修会について
資料に基づき事務局より説明した。

- ④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤会長より、茅ヶ崎市内の9月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺が先ほどお話ししましたように、9月は、今年に入って1ヶ月に5件というのは、非常に多い月でございます。茅ヶ崎地区で1件、海岸地区で2件、湘南地区で1件、湘北地区で1件、やはり安心してると振り込み詐欺は増えてしまいますので、今、細田さんからお話がありましたように、体育祭だとか地区社協の福祉祭りとかいろんな行事が予定されていると思いますので、その中で、振り込み詐欺の話をしていただいて、注意喚起をできるだけしていただくというのが、1番いいと思いますのでよろしくお願いします。おかげさまでひたたくりは9月もゼロということで、空き巣が1件、暴行が6件、オートバイ盗が松林地区で1件ということです。全体的に振り込み詐欺と暴行傷害がありますけど、全体的には少ないという状況ですので、茅ヶ崎市こういう犯罪をできるだけ減らして、安心して安全な街にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。交通事

故については、やはり高齢者の事故が県平均に比べると多いということがわかります。あと自転車の事故も県から比べると少し多い。で三日ぐらい前ですかね。読売新聞に134号線で83歳の方が2台絡んだ事故で本人は亡くなったそうです。死亡事故につながってますので、高齢者の運転については、注意していただければと思います。あとは、暴行だとか器物損壊など結構酔っぱらって絡んだ事故が多いそうですんで、お酒飲んだ時には充分注意していただければと思います。振り込み詐欺のほうのプリントを見ていただくと、状況が書いてあるので見ていただければと思います。ほとんどがオレオレ詐欺になっております。

(イ) 茅ヶ崎南地区包括支援センターのパンフレットを配布した。

茅ヶ崎南地区和田委員より説明があった。

ご存じのとおり3年前に茅ヶ崎南地区が編成されまして、1地区に包括支援センターを作ると亡くなった服部市長には僕はしつこく言ったんですが、ようやく10月1日に開所されました。それまでは、どこに支援者が頼ったかという海岸地区のあいと茅ヶ崎地区のゆずをお願いをしておりました。できた場所はJR線路沿いの桜道が二つあるんですが、JR側の道沿いに亀井工業の老人ホームができておまして、その2階に徳洲会が指定管理者として、やっていただくということになりまして、現在福祉相談室もできておりますので、最後の事業といたしますか、南地区として今後しっかりやっていけることになりました。

(ウ) 小出地区永澤委員より情報提供があった。

この12日の土曜日にさんままつりを計画していたんですが、この台風で中止といたしました。また来年楽しみにしてください。

イ その他

(ア) 市民自治推進課長から資料に基づき説明、依頼があった。

(市民自治推進課長) 4点あります。まずオリンピック関係です。茅ヶ崎2020実行委員会寄付のお願いということで、お手元にございますでしょうか。今日皆様にご紹介いたしますのは、このピンバッジでございますけれども、この茅ヶ崎2020実行委員会でお招きする北マケドニアのさまざまな取組のために現在寄付を集めているところがございます。寄付をいただいた方にこのピンバッジをお礼としてお渡しするという取組を進めております。今窓口は総合体育館にございますスポーツ推進課でとりまとめをしております。よろしければそれぞれの地区ごとにぜひ宣伝いただいて、数がまとまりましたら引き渡し等をさせていただければと思います。今回市民レベルでオリンピックの機運を高めていきたいとのことですので、ぜひご理解ご協力をお願いしたいと思います。やりとりの方法につきましては、例えば、それぞれの地区にお戻りいただいて、寄付をいただくとこんなバッジがあるんだよということをご紹介いただき、その場で注文いただくか、先に地区にバッジを20なり30なりをお渡ししておいて、やり取りをしていただいた後にご報告いただくとか、方法はあると思います。ご協力いただけるようでしたら、まず市民自治推進課もしくはスポーツ推進課に連絡いただき、方法等を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) 今の件で私も実行委員会に入ってるんですが、このホストタウンの登録をして北マケドニア共和国を選んだんですが、予算としては約500万円ぐらい集めたいと

ということで、今行政は財政が大変厳しいということで協力団体や企業さんなんか呼びかけております。寄付金ですが小さい国だからこのぐらいで済みますが、アメリカなどは選手が多いので何億とかかるらしいですけど、一応500万円ぐらい集めようということで、このバッチが不足してしまって、発注をかけてるらしいんで今月末ぐらいまでには充分準備できるということで、できれば募集をしてまた配るといのは大変なので、これを20、30と先にもらっというて渡したほうが手間がかからないと思いますので、それだともう少し待っていただきたいということなので、よろしくお願いします。

(市民自治推進課長) それではつづきまして、台風15号に伴う市の対応状況及び被害状況についてでございます。もう一か月前になってしまいましたが、久しぶりに茅ヶ崎市も直撃に近い形で台風15号でした。いくつかの市民集会でも情報提供させていただいているんですが、茅ヶ崎市の対応、それから被害状況をまとめたものを今回ご用意させていただきました。資料10ページになります。それぞれ項目がございまして、様々な状況やデータがございまして、こういった状況でございました。これを受けまして今現在も千葉県南房総のほうでは被災の状況が続いております。それについて国からの支援も入っている状況のようでございます。この台風15号をもって国、県、そして市として、これまでの水害に対する新しい知見を得て、取組を進めていこうというような事はまだないということをお聞きしております。今回はこの15号の被害状況、対応状況があったということをお知らせすることにとどめさせていただきます。なお皆様ご承知のとおり今週末には台風19号が接近しております。このことにつきましては、のちほど防災対策課が防災ラジオをご紹介しますのに合わせまして、現状での台風19号に対する市の方向性等をお知らせいたします。

続きまして、3点目でございます。茅ヶ崎防災セミナー2019という資料がございましてでしょうか。それとカラーの消防防災フェスティバルのちらしがついておられると思います。来る10月20日の日曜日に中央公園そして市役所本庁舎1階の市民ロビーと体育館の前庭を使いまして、消防防災フェスティバル2019が開催されます。このチラシをご覧くださいまして、ぜひお越し願いたいと思います。同時開催の取組がございまして、茅ヶ崎防災セミナー2019となります。こういった取組かと申しますと実は時期はバラバラですが毎年行っております。東日本大震災の被災地に職員を派遣しております。その職員による被災地の現状でございまして、活動報告をさせていただきます。合わせまして今回横浜地方気象台の職員により「南海トラフ地震に備える」といったテーマでの講演も予定されております。こちら本庁舎4階の1、2の会議室を使っておこないますので、ぜひ委員の皆様お時間がとれましたらお越し願いたいというご案内でございます。各自治会長の皆様には別途セミナーを主催します職員課よりご参加のご依頼のお手紙を出すということですので、自治会長あるいは防災に造詣の深い方にぜひご参加いただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後になります。「認定コミュニティによる公益の増進のための調査・審議について(答申)」という資料でございます。市長あての文書で茅ヶ崎市コミュニティ審議会の答申の写しになります。これまでも皆様には地域コミュニティ事業

を進めていくにあたりまして、地域コミュニティの審議会というお話をしてきたと思います。審議会というのはまちぢから協議会の認定、地域の取組そして市の取組について審査助言をいただく機関でございます。毎年春から夏にかけて、地域の取組それから市の取組について、審議会のなかで審議をいただき、助言をいただいております。いままでは地域担当職員を通して皆様にはこんな助言をありましたというお話をさせていただいていたと思います。しかしながらこの取組をしっかりとシステムとして残していくために、今回初めてになりますけれども皆様に紹介をさせていただこうと考えております。他の地区への助言等もございしますが参考にさせていただきまして、こういった視点で皆さん審議会の助言があるんだということを共有をしていきたいと思っております。それぞれの地区10行、20行程度の内容になっております。皆様の1年間の汗と涙の結晶がたった10行かよと思われてしまう大変恐縮ではございますが、もっと詳細につきましては、地域担当職員が内容を把握しておりますので、今後、役員会、運営委員会でお声かけをいただければ、ご紹介ができると思います。

(4) 行政からの依頼事項等について

① 茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業の優先交渉権者の決定について

企画経営課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 健康増進と未病改善の県の施策があるんですけれども、どういうものですか。

(答) 提案としましては、そういった名前が出てきてるんですが、具体的なものは、これから、まちづくり計画を作っていくなかで、具体的に詰めていくことになっております。

② 茅ヶ崎市新型防災ラジオの導入についてと台風19号への対応について

防災対策課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 現行のラジオの通信料というのは、これは5年分で負担は終わるんですか。

(答) 現行の2000円の防災ラジオについては、契約してる期間は、使ってる期間はずっとお支払いいただくことになります。

(問) 私も2台持っているんですが、ずっと使えるんですよね。で新しいものには、5000円という値段ではあまりメリットがないように感じるんですけれども。5000円の中に5年分の通信費が入るという意味ですよね。ちゃんと説明しないとわからない。例えば、今のものが消耗しちゃって使用できないよとか、今のものは使えて通信料も払うんですよ。それで新たに5000円でメリットはここですよというのが感じられない。今のラジオは2000円で非常に使い勝手がいいんです。だからそれとほぼ同等品で作ればいいんじゃないかという気がしないでもない。2000円だったものが、いきなり5000円ということになると何っていうことになっちゃう。

(答) まず今の2000円の防災ラジオについては使えます。ただ今後も1年間に600円という通信料というのは、使っている限りはずっと必要になってくる。ということです。一方で今度の新しい5000円のラジオについては、5000円の中に通信料が入っているので毎年の通信料はかからない。平たく言ってしまえば5年間以上使えば、今までの2000円のラジオよりもお得になっていくという話になります。機能

的には新しいものも古いものも大きくは変わりません。どちらもご利用いただけるということです。あと前の2000円のラジオは、製造元が全国的にもう製造していないということで、私共は前のラジオがなんとかならないのかと交渉をしましたが、できないというお話でした。

(問) 私8年間自治会長をやってまして、ラジオを使わせてもらってるんですが、通信料を払ったことがないんですが、どうしてですかね。

(会長) それは各自治会に1台は無料で配布されてるんです。

(防災対策課長) ラジオに説明に引き続き、台風情報の説明に入る。

(会長) 13日に体育祭だとか、防災訓練だとかを開催する地区が多いみたいですが、明日、遅くとも土曜日くらいにはお弁当など決めなければいけないので、防災対策課も大変ですけど、計画されてるところは防災対策課のほうに情報は入ると思いますので聞いていただくのも一つの方法だと思います。

③ 令和2年度からの環境指導員制度について

環境事業センター所長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 第4条の地域なんですが、600世帯までが56000円、600世帯を超える場合にあっては300世帯を超えるごとに28000円となっておりますが、ということは、899世帯でも56000円ということでしょうか。

(答) 56000円です。

(問) 2点ほどお伺いします。ごみ置き場は自治会に加入していようと、未加入であろうとも地域にはごみを置くわけですが、これは自治会ということを前提としてますが、自治会には入ってなくても、その世帯数は割り出されるんですね。

(答) その方向で考えています。

(問) そうすると文言がちょっと誤解されやすいから、ちょっとその辺をお願いしたいということと、市が直接払った場合、環境指導員のほうに税金を引いた額をはらったんですか、それともどういう形でしょうか。

(答) 税金をひいた額をお支払いしておりました。

(問) そうすると環境指導員にお支払いする場合、自治会にはどこまで求めますか。どういう形の処理を求めますか。

(答) 特にこうしていただきたいというのは市は特にしないうもりです。

(問) そのところは課題でしょうかね。

(会長) いや税金はかかるのか。

(答) 税金はかかりません。

(問) かからないんですか。

(答) 自治会が払った場合はかかりません。

(問) 市が払った場合は税金がかかる。そういう理解でいいですか。わかりました。

(問) このなかで、自治会の加入数が対象なんです。自治会を構成する600世帯というのは自治会に入っていない数も含めた人数ということでしょうか。

(答) この条文だけ見ると自治会の会員数ととられてしまいますが、地域の人数ということで自治会加入未加入にかかわらず計算をさせていただきたいと思います。文言の調整をさせていただきます。

(問) そうするとその人数というのはどういうふうに把握すればいいんですか。自治会に入ってる人間はわかりますけれども、入っていない方で、当然分かれてるわけですよ。おなじ集積場所にね。人数が把握できないとこの600世帯というのは、わからないと思うんですけれども。私のところは今3人、まあ750ぐらいあるんですけれども、まあ3人いるんですけれども、これを自治会の世帯数でいっちゃうと、600世帯を超えてもでないということになって、2人分になっちゃうんですよ。3人いるのを2人にしろということになると、2人で全部を見ろという話になるんです。非常に負担になってくるんで。そのへんをどういうふうに考えたらいいか。ちょっとそのへん矛盾してると思うんですけど。

(答) その算出の方法についてなんですけれども、市内全域の自治会の加入者の合計の数字があると思うんです。その時の市の人口もあると思います。そこに未加入者の分、差が生じていると思います。その未加入の割合を各自治会さんで、数字を掛け合わせてその分を増として見込ませていただくという方法を考えています。

(問) そうすると未加入者の率というのはどのくらいなんですか。出してないんですか。自治会の加入者の人数というのは平均でやるわけだね。そのへんをはっきりさせてもらって説明をしていただかないと判断がつかないし、人数をへらさなきゃいけないということになっちゃうんで。

(答) この後ちょっとお時間をいただきまして、各まちぢから協議会、自治会連合会を回らせていただいて、そこで改めてお話をさせていただきたいと思います。

(問) 例えば2400世帯がある地域にありました。で実際に自治会に入っているのは1700ぐらいだとしますね。700世帯の開きがありますね。2400世帯ですと8人の環境指導員になるわけですよ。自治会の加入者は1700世帯ですから実際には5人の環境指導員です。今度の新しい制度は8人の分の環境指導員の費用弁償があるんですか。実際に入ろうと入るまいとごみは出すわけですから、そういうことを皆さんと共有したい。

(答) 総人数のほうでみていきます。いままでも人数の出し方については同じですので変わりはないです。

(問) 私は素直にこの提案を聞いたもので、基本的に数字の取り方は自治会の加入数だというふうに理解をしています。今未加入者を統計上出さみたいなのを言っていたけれども、本当にうちの自治会みたいなのところを人数出せるんですか。うちの自治会は6つの町内にまたがってるんですよ。おなじ町内でも分かれてるし、そんなのを統計でうまくというんだけど、そんなこと本当にできるんですかというのがひとつ、で素直にとったというのは、自治会の加入数で自治会の運営補助金みたいなやつとあれば会員数にかけてるわけでしょう。なんかいろんなところを合理的だと思ってやっていると、そのうち訳が分からなくなっちゃうんじゃないのがひとつです。それからこの文章を素直に読むと別に環境指導員を作らなくたっていいわけでしょう。作るつもりはあるけれども。実際に環境部があって部員がいてというところもあるんです。もらったお金をどういうふうに按分するかは各自治会の勝手と。例えば環境部長に払って、あとは自治会の班とか組の責任者に地域まとめて払ってもいいんじゃないかということとったんです。いままで5人いたから5人選ばなきゃいけないというふうには読み取れないんです。私の取り方はおかしいんでしょうか。

- (会長) 今の話も先ほど言ったように各自治会に入って説明していただけるんですよ。
- (答) まちちから協議会単位でやらせていただきたいと思います。自治会長が集まっているだけで会議があろうかと思うんですけども、そういう場でやらせていただきたい。
- (会長) やっぱり各自治会含めていろいろなので、1回相談しながらやっていかなきゃ難しいんで、ここで一律というのも難しいので、いいですね。地区だけじゃあ難しいところは個別できちっとやっていただければと思います。
- (問) 対象の人数で議論になってるんですが、ごみ置き場は自治会に入っていないからといって断ることはできないんで、だから住んでる人が対象になるんで、その地区の住民登録されている方がベースになるんだと思います。把握できるできないはテクニックの問題なので、市のほうで検討していただきたい。それと私ども長年、行政のほうにこういう形にしてくださいとお願いしてきて、ようやく達成されて本当に喜んでいきます。いろいろご苦労されたと思うんですが、ありがとうございます。
- (問) お尋ねをいたしますが、広報に載っております人口が24万、世帯数が1万、だけど自治会に加入している人たちは7500世帯で、残りが2500世帯でこれがここに書いてある500とか300とかはどっちの数字を基本にして計算したのか。10000世帯で計算したのか。そうすると自治会によっては、90パーセントのところもあれば、60パーセントのところもあるんだよ。それに自治会に加入していない数字があるんだから、その数字を出しなさいよ。それじゃなきゃ信用できない。
- (問) 自治会に入っている、未加入いろいろあるんですが、全体的に自治会としては全体的に考えなきゃいけない。自治会未加入の人から自治会員の分まで、自治会の業務として考えなきゃいけないんでしょうか。まず自治会手数料を市からもらうということは、自治会として受けるということになると思うんですけども、果たしてこの問題は自治会の業務になるんですか。
- (委員) この制度改革を喜んでるというご発言があつて別に否定はしませんが、私は必ずしも喜んでいません。実態に合っていないだろうと思っています。自治会に入っていない人のごみまで収集しなくていいと思ってるわけじゃないんですよ。実際の例を言うと実は2、3日前も宅地開発業者が頻繁に自治会に相談に来るんですね。ごみ置き場をどうするのかと。で地域の実情を説明して、市としては8軒以上だと作らなきゃいけないと言ってるんですけども、たとえ5軒であってもごみ置き場を作ってほしいということがあるんですよ。そういうことがあるんで、うちの自治会の中で宅地開発するときには、事前に図面をもって、ごみをどうするかというプランを含めて相談に来いよと言ってるわけなんです。で今来てるんですが、先日も業者に言われたんですが、自治会に入ってもらわなきゃ困るよと話をしてるんですけども強制はできないというんですね。いろいろ理屈言うんですよ。強制はしないけれども、實際上ちゃんとごみを集めるには、自治会に入ってもらうのが一番いいという話を継続してるんです。自治会に入ってようと、入ってまいとその地区のごみの問題は自治会が責任をもって調整をしない限りうまくいかないんです。ただ実情は自治会によって違うかも知れない、だから必ずしももろ手をあげて賛成するわけじゃないけども、そこまで割り切った提案をするんだったら、それは自治会として従来通り、地域のごみの問題に立ち入ってうまく調整をしてくださいよというふうにとらえて、使い方は自治会の勝手というふうには考えないとすっきりこないんですよ。だから私は自治会に入っていない人の

分まで計算して、金をよこせと言ってるわけではないのでそこを整理をしてもらいたい。

(答) ご質問いただいた中で、自治会の仕事なのかという部分に関しましては、従来通り同じようにごみの集積場所の調整等に関して自治会さんの協力をいただきたいと思います。市のほうでも調整のお手伝い、間に入る部分に関してはやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(問) ごみの問題は戸別収集ですべて解決します。環境指導員もいない。自宅の前にごみを出す。その責任は自分だとすれば、地域で一番困っているごみの問題は解決しますよ。最後は戸別収集です。

(会長) それも難しい問題で、これをまとめるのは非常に難しくて私は悩みます。、あとは各自治会と調整をしていただいて、よろしく願いいたします。以上です。

(5) 閉会